

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷九十第

行發日一月八年三十正大

論叢

フイアカントの社會學論……………文學博士 米田庄太郎

道德統計論概説……………法學博士 財部 靜治

海運同盟の運賃に対する國家政策……………法學士 小島昌太郎

水戸藩常平倉の運用……………經濟學博士 本庄榮治郎

時論

娛樂税の重要……………法學博士 神戸 正雄

說苑

英國の自作農創定事業……………法學博士 河田 嗣郎

獨逸レンテン銀行に就て……………法學士 大森 研造

雜錄

國民經濟と世界經濟……………法學博士 財部 靜治

離婚に就て……………經濟學士 岡崎 文規

勞農露國に於ける幣制改革問題……………經濟學士 谷口 吉彦

水戸藩常平倉の運用

(水戸藩常平倉の研究、本論の四・完)

本庄榮治郎

常平倉の目的が米價貴きときに糶り、賤き時に糶れ、以て穀價の常平を期し、併せて貯穀に依て不虞の用に應せんとするものなることは、既に述べし所の如くである。然し之を十分に行ふが爲めには、貯穀の成るべく多量に存することが必要であり、また時機を見て、或は糶を買入れ或は賣出すの外、貯穀の新舊交換といふことも當然行はれなければならぬ事柄である。以下此等の事柄について述べて見たいと思ふ。

一 貯 穀 高

既に述べし如く常平倉の前身たる手元貯穀の制度が出来上つたとき、即ち天保二年七月には、金壹萬兩を幕府に預け、年九分の利を仰いで其資金とし、更に十一月には政府經費の一部と手元の費用とを節して爾後三年間、毎歳米千二百俵を貯ふることとしたものであるが、それが天保十

一年に常平倉と改稱さるる迄に、年々幾何の出入があつたか明白ではない。たゞ「御藏御貯穀上書」には「天保二年の達により別段貯の分」として、懷物以外の貯穀の数が掲げてあるが、之は多分御手元貯穀の數であるまいかと考へられる。即ち次の如くである。

年	號	入	出	殘
天保	四	?	?	粗 六二七一俵
	五	粗一〇八五二俵	六二七一俵	四五八一俵
	八	粗一七一二二俵 外に 二二俵	三四四三俵 外に 一萬俵	三七〇一俵
	九	粗一七一四四俵	一三四四三俵	三七〇一俵 外に粗三一四九俵余(初穗分)あり 米 二二三俵余(同)
天保	十二	粗 五二八四二 米 一四三六	六三五 一九二四〇 五四〇六	五二八四二 八〇一 六二三八三 四一四五
天保	十三	粗 八一六二三 米 九五五一	一九二四〇 五四〇六	六二三八三 四一四五 七一〇六七

粗に換算したる殘額

而して天保十一年十月の調査によると、當時手元貯穀は一万〇八百六十八俵を殘存してをり、之が常平倉として引繼がれたものである。²⁾ 天保十二年以後の出入については、「常平倉」「常平倉御員數上書留」「員數調」「常平倉始末」等によつて大體貯穀の數を知ることが出来る。尤、多少金員も貯へられて居たのであるが、米粗の貯蓄高は次の如くである。(すべて俵數、一俵以下の餘數は省く)

2) 同上、437頁。

四	米	七九四二〇	一三九七九	六五四四一	六五九四三
五	米	九三〇六〇	二九四八四	六三五七六	六三六四五
六	米	一四二四〇	一四二〇七	三一三二六	三五〇三二
	米	二八一三三	一九五六二	一七六六九	三五〇三二
	米	三九六七一	二二四一五	三七二六〇	三五〇六〇
文久元	米	四四一二二	八七〇五六	三五三六六	外に米三百俵、米三六四九俵あり 之を加へて米に換算すれば五〇〇八〇 俵残となる
二	米	四八二二三	一五九三六	三三三〇〇	
三	米	一四四八〇	四六三八一	一〇一〇〇一	二六五四五
	米	一四四八〇	七〇六一	七四一九	
元治元	米	?	?	?	?
慶應元	米	五二六四四	六〇九二三	八二七九過拂	二八一五五過拂(此分懷物より)
二	米	八八九七	八三八四	九四八六過拂	二八一九四二
三	米	二〇三六六	二一七六四	一一九四二	二二二過拂(此分米にて四六五俵)
明治元	米	二一五四二	二七六二六	六一五三	殘一一四七七
二	米	二八二四九	一一一五	四一五三	?
三	米	五二六八	二七六二六	六一五三	?
	米	一七四九八	八一一二	九三八六	?
	米	四一五三	三九七九	一七四	?
二	米	五一〇〇一	五〇九六七	一〇三四	?
三	米	五五三	四五〇	一〇三	?
	米	四三二〇六	三六四五二	六七五四	

「水戸藩史料」に明記されて居る所では、天保十三年十二月二十日には當時常平倉の貯穀が幾んど九萬俵に達したるため(一俵は五斗八)藏奉行に書及び物を賜ふて其勞を賞せられしものであるが、弘化以後に至つて、烈公致仕幽屏の身となり、常平事業も從前の如くには進行せず、藏奉行の更迭も頻繁であつて、新任者中には常平倉設立の本旨を解せず、米穀の出納運用及び諸帳簿の如きも往々事宜に適せざるものあり、且三支藩若くは江戸執政より財政の窮乏を名として常平米を流用せんことを乞ふ有様であつて、弘化以後には常平貯穀も稍々其量を減じ、更に軍糧に之を流用することとなり、かくて安政の末より慶應年間に亘つては、國事多難、財政の窮迫よりして多少常平倉米を消費したけれども、廢藩置縣の際には尙數萬俵を殘留して居つたといふことである。⁴⁾

今之を前示の貯穀高と照し合せて考ふるに、成る程天保の初年から、年々貯蓄された粃米高は天保の十三十四年頃に至つて次第に増加して居る。然し弘化嘉永年間に於ても其貯穀高は大體七八萬俵を維持せるものであつて、多少「水戸藩史料」に述ぶる所と合せざる如くであるが、嘉永の末年から安政年間へかけては、次第に下り坂となり、安政の末年以後、貯穀高が特に減少せることは明かであり、大體の推移については、勿論「水戸藩史料」の記事を認むることが出來やうと思ふ。

3) 別記下、445頁。親書類纂卷三〇にも同様の事見ゆ。但、景山書牘の寫常平倉の部にはこれを天保十一年二月二十日のこととして居る。

4) 別記下、445-448頁。

常平倉は年の豊凶や穀價によつて穀物を糶糶するものであるが、賣穀の結果として、穀物の外に金員を貯へて居た場合もある。然し常平倉本來の目的からいへば、金員を貯ふるは其本旨ではない。それで機會あらばこれを穀物に替へることに努めなければならぬ。例へば天保十三年二月に藏奉行から提出した出納精算書の中に、拂米の代金三百八十四兩二分一朱、鏹三百六十七文の一項があるのに對して公は『乍勿論右金は又粃相場により買入に可致金也』と朱批せることや、弘化四年六月に藏奉行新任者に對し常平設立の本旨を諭示した手書の中に

『當年も兎角不順之氣候に候處(中略)扱は我等代色々骨折常平倉貯の儀も十萬近く出來申候處、未十萬には至り不申候哉久しく申聞も無之候故承り申候。右常平口金子此節は不殘穀に相成居り候哉、少々たり共金子有之候は、今の内買入置候方可然(下略)』

といひ、嘉永五年六月に米穀の出納諸帳簿の整理について下せし手書の中にも

『常平並懷物調書指出申聞の件々逐一承知之所、帳末へ減過を付候儀、先ツ調之通ニ而よろしく候へ共、以來は昨年中申聞候通、金穀共やはり正物に而減過を付可申候。金を穀に直し不申候而は減過も見積兼候との事、尤には候へ共、貯穀は元より正穀の過候を專要と致候事故、金にいたし置候へ、其詮無之、况推量の相場を以、穀に直し候而は有名無實の姿に候間、兎角有物に而減過を見候方第一心得にも相成、貯穀の調には當然の筋と存候』云々

また安政二年一月藏奉行に申諭せし手書にも

『尙又此上は凶作の程も難計被存候、如才は有之間數候へ共、只今の中より心がけ、遊金も有之候はゞ穀糶等相成丈ケ買入置廢事に候』云々

- 6) 別記下、440頁。
- 6) 同、447頁。
- 7) 同、454頁。
- 8) 上乾卷、887頁。

とあるによつても金員は成るべく穀物に替へむとする趣意を見ることが出来る。尤金員を穀物にかへるにしても、相當時機を考へなければならぬ問題であるから、好機ある場合にはその機會を逸せず穀を買入れしむることに努めたものであらう。

かくの如く常平倉は貯穀を第一とすることは明かであるが、齊しく貯穀といふも、米と粃とは何れを中心とするものであらうか。前示の貯穀高によつても明かである如く、粃が主であつて米は従たるものである。これは貯蓄保存の上から見て當然のことである。天保十三年二月提出の出納精算書に對しても『米の分は追々粃にくりかへ候仕法も可有之哉、右の外乍少分麥も有之候歟に覺申候處、是以有之候は、粃にかへ度事なり。』⁹⁾とあり、嘉永五年六月藏奉行に與へたる手書中には、

『戌暮より去夏迄親二萬千餘扶持に相渡し米に而引取候は如何の故振に候哉、是迄も一二月分のくりかへは相見候へ共右様大儀數くりかへ候事は覺不申、其上近比世話親買入も止候御むざと親を抽出し候ハ甚失策には無之哉、畢竟夫故米の有もの數千に相成候處、米は貯にも不宜、當夏の暑氣に而ふけ出來候は、價にも拘り、且數千の棚六ヶ敷ハ無之哉』¹⁰⁾云々

とあつて、右の趣意は明かであらう。

二 出納、交換及び貸出

9) 別記下、44頁。
10) 同、455頁。

常平倉の運用としては、貯穀の出納が最も重大なる仕事であつた。常平倉の性質は前述の如くであるから、貯穀の出納は、穀價調節のためにせられたこともあり、或は凶荒兵亂に備ふるためなることもあり、また財政救済のために流用されたこともあるが、此の外貯穀の新舊交換のために出納したことは勿論であり、また常平事業の發展を計るためには、どうしても貯穀高が多からざる可らざる所であるから、貯穀高の増加それ自身を目的として買穀されたこともあらう。然し常平倉本來の性質を發揮するものとしては、米價の騰落を調節せんがために出納せらるゝ場合であらねばならぬ。以上各個の出納の場合については既に述べし事例もあり、一々引例する必要もないから、茲には天保十一年六月に米價の下落を調節するために買穀を命せられた例だけを引用しておく。

既に述べし如く天保七年には士民は凶作の爲めに惱みしものであるが、其後豊作が打つゞき、さきに飢餓を訴へたる士民も今は出穀の饒きに困しむ状態であつたから、天保十一年六月に役金奉行の管理金中から、一時金一萬兩を融通せしめて米穀を購入し、以て價格の低落を防いだものである。十一年九月の松岡郡宰鈴木宜尊の書翰に當時米價下落の狀況が精しく記されてゐるから、参考のため左に之を掲げておく、曰く。

『追々得實意候通當年熟作之處、未早稻のみ苽取、尤早稻と申内刈取候は十分一にも無之候得共、集め候得べ澤山に相成候も

のに而、御城下勿論、太田部垂杯は旧候新親夥敷事にて、太田杯へは市の慶事に馬百疋も出候よし、直段之儀は次第に引下
 ぐ、新親にて一分に四斗位、白米兩に六斗二四升杯申事に而、賣人のみに而買人連は更に無之候。尤新親之儀は少々買人有之
 候得共去年中之親杯は何程に而も一切買人無之、去ル酉年之親と當年之新親のみ少々宛賣レ候得共、いかにも悉下落致候故、何
 程當り作に而も左様拂候ては甚だ指支候故、先づ賣不申、引返候もの共數多有之候得共、中には御收納等に指支候故、不得止
 捨賣いたし候ものも有之候由、右之儀太田一限候事には無之候。御城下連も右之釣合、親又他領之儀は茂木邊、兩に玄米一石
 餘、塙御料杯は先達て迄は一分に三升位いたし候處、此節、分に二斗二升位、いつ方連も下落之内、先づ他領よりは御領内は
 少々高直に候得共、乍然當時の釣合は三十七八俵乃至四十俵位之品も有之候」

「水戸藩史料」に曰く「常平倉の法たる年の豊凶に因り糶糶するが故に、其の現在藏穀の數は歲
 に因りて増減あり。或は前年糶賣せし結果に因り、金を以て貯ふることあり、而して更にその糶
 買に従ふや、或は遠く人を派して奥州越後等より買入れたることありといふ」と。即ち貯穀のた
 めの買入は必ずしも領内のみに限らずして、他領よりも買入れたものであつて、天保七年六月二
 十一日藏奉行への諭示に

「此節の氣候にては逆も平年には相成間敷、依而高直に候共、只今之内、穀物他領より、糶米、麥買上當暮來春拂候は相場くる
 ひ、人々の救にも可相成、且金之儀も損には相成間敷、依而は當年を常平の手見せに可致候故早決斷可致事」
 といひ、天保八年春氣候不順を虞り肥後藩主細川齊護等に糶穀を豫約せしことある如き、その一
 例を示すものである。」

又貯穀の賣却についても、天保十三年二月には常平倉貯粉を江戸へ廻送して販賣するの議があ

1) 887頁。
 2) 卷の部。
 3) 561頁。
 4) 他國米を買入れ常平倉親と糶替へたことがある。水
 5) 下、455頁。

り、その際參政よりの上書には『他領の義は平常米價至而賤く御座候間、江戸廻御拂に仕候より外手段無之様奉存候』と述べ、嘉永五年の手書には『此節貯米二千内外爲登に取斗候由』云々⁶⁾とあつて、江戸へも廻送するに至つたものである。これより前弘化元年に江戸に支倉を設けんとしたことだから考へても、江戸の水戸藩邸の用米を輸送するためではなく、江戸に販路の擴張を謀つたものであることは明かであらう。

また米や粃を拂下ぐるに當つて、往々造酒屋にも拂下げられたことは次の記録によつて明らかであらう。

『去巳年以來春夏御拂殘り三千俵治土用を越しふけ米に相成御拂好人も無之、捌方指支候而、佐藤八二郎に捌方相掛け候處、延金にて造酒屋共ニ御貸出相成候はゞ相捌可申旨申出候に付、具節御掛り若年寄衆にも御相談申候而伺之上、御貸出を取扱、格別之御損金も出來不申、翌春迄に代金取立に相成申候。是は造酒屋に御拂之發端に而御座候。右取扱之廉を以、貸先身元札等之義は、お役所不行届、又懐よろしく有金の酒屋は之より右御拂をば受不申、いづれ申以下之造酒屋に御座候間、貸先之義は八次郎に爲相任、年々爲取扱、其後柏屋藩衛門岩城米御買入に付、心付候振も有之、右之者も願も在之故、八次郎同様扱申付、只今は兩人二た手に引譯爲扱來候』(弘化三年八月)

『例の酒屋拂當年杯は粃は見合せ米にて出候ては如何』(嘉永五年六月、公の手書)

貯穀の出納を監督する一方法として毎年出納精算書の提出が命せられて居ること、並に貯穀の糶糶は敏活なる處置を要するため、新舊交換するに當り二萬俵以内の出納については、藏奉行が

6) 常平倉顛末。

7) 水戸藩史料別記下、455頁。

8) 常平倉始末。

9) 水戸藩史料別記下、455頁。

專行し得ることは前既に述べし所の如くである。

米にしても粃にしても、數年に亘つて之を貯藏する場合には、時々新舊交換するの必要あることは云ふ迄もない。『常平倉粃米三四ヶ年を限、新古詰替不申候而は、鼠喰、亂俵等多く罷成、尙亦數年を経候品は、御拂等に仕候而も直段不宜候間、不斷御扶持渡等へ、くり替、御不益無之様、專取扱候へ共』云々とあつて、新舊交換の行はれたことは勿論である。而して安政元年の記事によれば『從來蓄穀は毎年新穀の登るに及んで、一萬俵を限り順次舊穀と交換するの法』をとりしものであつた。

この舊穀はその時々で賣却せしものであつたが、同年七月に至つて、舊穀を貸出し新穀の登るを待つて子母完納せしむるの法を行ふこととした。その條件としては次の如きものがある。

『一、貯穀は皆貸出候而は利を食候より破れ、帳面のみにて實米を失候儀古今の通弊故、此上共必澤山貸出候は無用の事。

一、一割利、町人共杯は、のべ金に而拂候ならば夫に而も可然處、家中にかし候ならば八分か五分に而可然に、ふけ米をかき、新粃にて納め、名一わりにて實は貳割よりも甚し杯申は、差見候故、何分我等父子の徳義を損じ不申様、若年寄金加役等申談候上、扱可申候也』

而して一萬や一萬五千俵位ならば試に貸出しても差支ないといふ考へであつた。廢藩置縣の後、當時の貯穀が明治政府へ移管された際に、利米一萬四千餘俵もあつたといふことであるから、

1) 天保十三年、親書類集卷三十。
2) 水戸藩史料上乾卷、884頁。
3) 同、885頁。
4) 同、899頁。

この貸出策は其後も行はれたものに相違ないが、明確に其條件や効果などについて、徴すべき記録に接せざることには遺憾といふの外はない。

(註) 常平倉の糶糶については「水戸藩史料」別記下、四四五―四四七頁には、『弘化二年二月藏奉行より米商八次郎(佐藤八次郎といふ、水戸下町に住して苗字御免のものなり)なるもの常平米賣捌に關する意見書を進呈せしが、公は時勢既に非なるを以て、販路を擴張するよりも寧ろ基礎を鞏固にするの必要を思ひ、其意を示して參政に協議せしめたり。其の書に曰く』云々との記事がある。然るに同書上乾卷八九二頁以下には『四年丁巳(安政)二月尾張の加入藤八次郎なる者米一萬石を納れ常平倉の糶糶を一手に委託せられんことを乞ふ。齊昭深慮之を許さず、先づ義倉の充實するを待ちて而後に漸く江戸大坂へも糶すべき旨藏奉行へ内諭し、且つ掛員の討議を盡きしめたり、其手書に曰く云々』とあるが、公の手書として掲げられてゐるものは、兩者の場合に殆んど全く同一である(また寫本「常平倉顛末」常平倉始末等ではこのことを弘化二年にかけ、名も佐藤八次郎となつて居る)。而して安政四年の記事では、『結局常平倉の糶賣は之を許さず、但、領内出穀の賣捌を命じたりといふ』と附記されてゐるが、右は多分史料を混淆したものであつて弘化二年と安政四年との兩回に同一事件が起り、同一手書が發せられたわけではあるまいと考へる。公は弘化元年に既に致任せしことであるから、弘化二年の分よりも安政の方が適當なやうにも見ゆるが如何であらう。また弘化三年に造酒屋へふけ米を掛下げたことも、佐藤八次郎の扱による所であることは、前述の如くであるが、それとこれとは關連せる問題ではあるまいと思ふが、果して如何。此等の點は後考を俟つこととし、識者の垂教を乞ふ次第である。

三 效 果

常平倉の運用によつてどれだけ米價の暴騰暴落を阻止し得たであらうか。之を知るがために

は、少くとも當時の米價と貯穀の出納とを比較考察せなければならぬ。然るにそれ等の材料に至つては遺憾ながら未だ詳細に之を知ることを得ず、たゞ僅かに一二の記事によつて、概括的にその效果を知り得るに過ぎないものである。天保十三年二月の藏奉行よりの著穀販路擴張の建議中にも『穀相場上下之權、年來豪富商人共之手へ移り、御家中は勿論農家之者共難澁仕居候處、御良法御立被遊候以來、穀之權忽に御手歸候處』云々であるが、更に一層よく、其效果ありしことを説けるものは、東湖の「壬辰封事」である。曰く「太田村は愚臣扱下の義にも御座候間、去秋中右村へ新倉一棟相建、去暮中米價あまり下直に而百姓相嘆候砌、時相場より少々高直に買入候處、米間屋共も不得已相場を動し、格別民間の利にも相成候由相聞候間、猶又部垂村に於ても右同様糶買入候處是又格別響き合候由に有之、一體扱下の内にては、太田部垂太子三村は市場の上、最寄宜く、右村々に而常平の意味取扱候へば扱下の村々へは、大抵響き合可申と奉存候申略扱當時の姿は米相場の大權を間屋共の町人に奪はれ、秋冬百姓共賣出候時節には米價下落仕り、春夏に至り貧民食に差支候時は米價高直に相成り、君と士民は苦しみ、町人のみ利を得候姿、委細御承知被爲在通に御座候間何卒、行々は右常平の御仕法御施し被遊候様奉存候、最初の了簡に而は少々之事に而は一國の相場を自在に動し候事は相成兼可申奉存候處、右太田村等にて少々相試候而も、格別相場の響き合に相成候を以て愚慮仕候得ば、一萬金餘も御座候はゞ一國の響き合に可相成奉存候。尤高く買、やすく賣候事、常平の本意に御座候間、上へ利を取候様には不能成候へ共、年により御損も有之、又は御益も有之、ならし出す入らずには參り可申候所、出す入らず

に而も相場の不平無之候へば、上下の利に相成候所は莫大に御座候間、少々の御損有之候而も宜しき位と奉存候。右常平の事兼而御盛意も被爲在候義ゆへ乍序申上置候事²⁾と。嘉永五年七月に齋昭が「我等存候通なれば常平の元三四十萬餘も無之候而は、一國の相場を始終平均いたし候事六ヶ敷存候。今は其段にては無之³⁾」云々といへるに比し大なる相違あることを認むるも(假りに十俵の直段として一萬金ならば、四萬俵であつて、公の三四十萬俵とは大差がある)兩者は立場の相違もあり、太田村における實蹟については、多少の効果があつたものと考へざるを得ぬ次第である。

四 常平倉の弛廢

烈公が弘化元年五月六日に致仕幽屏の身となり、藩政は後見即ち三連枝の掌中に歸することとなつたが、常平倉の事業は之れがために一頓座を來たし、江戸に支倉を設けて規模を擴張するの計畫もあつたけれども、それは實現するに至らなかつた。¹⁾嘉永二年三月に至つて幕府は三連枝の後見を解いたけれども順公(公の長子 慶篤卿)猶弱齡なりしたため、公の藩政に參與することを許した。²⁾茲に於て公は常平倉の出納精算書を従前の如く提出せしめ或は著穀の減退を憂へて藏奉行を戒むる等大に盡す所があつた次第であるが、幕末多事の際、一方には財政困難のために常平食米を流用せんとし、他方には軍糧に備ふるため常平食米を江戸に輸送することとなり、貯穀高も大に減するに至つたことは前既に述べし如くである。

萬延元年八月公薨じて後、國事は益艱難となり、財政も漸次逼迫するに至つたが、慶篤善く遺

- 2) 東湖全集 633-4頁。
- 3) 景山書牘之寫、常平倉之部。
- 1) 水戸藩史料別記下、445頁。
- 2) 同、450頁。

志をついで蓄穀にも心を用ひ、同年十二月には手元金五千兩及び政府より特に九千兩を出して常平倉蓄穀の用に充てしめ、翌文久元年正月には藏奉行に『常平倉貯穀取斗候義都て烈公様御代被仰付候通り相心得此上精々貯増過いたし候様取斗可申事』と諭して遺業の繼承に力めた。³⁾慶應元年八月には常平倉貯穀中二千五百俵を家中扶持米に流用せる事實もあり、貯穀高も前述の如く減じて居るが、廢藩置縣の後、明治五年八月及び十一月に移管せし貯穀高は糶六萬五千三百三十二俵、同利米一萬四千七百二十四俵と計算されてゐる。⁴⁾ (完)

附言。本稿に關する史料探訪に當り、東京徳川侯爵邸、水戸、彰考館長雨谷毅氏、縣立圖書館長古川新也氏、茨城縣廳小川速氏、鈴木長氏、富岡三造氏、太田町實科高等女學校長古茂田敬太郎氏並に京都帝國大學事務官岡本一郎氏等の厚意を得たることを深謝する。尙、其後、水戸市栗田勘氏、名越時孝氏等の書信上における好意を深謝する。

水戸藩常平倉に關する史料中私が一覽することを得たる主要なるものは次の如くである。

「常平倉顛末」これは「親書類纂」景山書牘之寫、「御用留」藏奉行柏原壯藏の「常平倉調書」新家氏雜記「等より纂輯せるものであつて、舊水戸藩史料」上編第三、辛、附錄常平倉と大體同一ものである。

「常平倉」及び「常平倉御員數書」若くはこれと類似の名稱を用ひて各年における常平金穀の在高を上申せるものがある。

「常平倉始末」これは天保十一年六月以降の日記體のものであつて奥書には「慶應三年丁卯九月、名越平藏、小泉左十郎、柏原壯衛門」とある。

「史料年録」

重要な史料は大抵公刊の「水戸藩史料」(五冊)に出てゐるから、本論稿には成るべくそれによつて頁数を明示しておいた。尙「東瀛全集」「水府公献策」等も参考した。

(一三、六、二六欄筆)

3) 同、上乾卷 899頁。
4) 景山書牘之寫、常平倉之部。
5) 史料年録二篇四。水戸藩史料上乾卷 899頁。